

国定教科書における「国民的伝説」としての風土記 ——尋常小学読本「モチノマト」を中心に——

衛藤 恵理香

はじめに

地誌資料として風土記は、『続日本紀』元明天皇、和銅六年（七一三）五月条の要請に応じて編纂されたものであり、主に地勢把握と徴税の目的から土地の面積や土質、特産物の類が記述されている。この風土記編纂の後、旅行記や名勝記、節用集を除けば、地誌ないし地理書は、官撰・私撰を問わず、江戸時代に至るまで書かれることはなかった。江戸時代になると藩村地誌、国誌が爆発的に刊行され、このような傾向は、明治維新に至っても見ることができる。たとえば一八七二年のウィーン万国博覧会での伊能地図の出品に併せ、日本国郡の略誌が添えられた。これを基にして一八七五〜一八七七年に『日本地誌提要』が刊行され、これは、官撰という点において和銅の風土記に次ぐものであった。この時期、各方面から地誌編纂の計画が出され、文部省は、地理誌略の編纂を一八七二年一月に通達し、陸軍省は、全国地理図誌の編纂を一八七二年四月に通達した。その中でも特に大規模な国家事業としての企画は、一八七五年の皇国地誌編纂の通達であった。編纂

は、内務省地理局の桜井勉によって精力的に進められたが、桜井局長の転任もあり、一八九〇年に地理課が帝国大学史誌編纂掛に移り、皇国地誌は完成しなかった。皇国地誌編纂は「古風土記や江戸時代幕藩大名と同様の思想的背景、すなわち統治者意識による地誌編述の必要から」^{〔1〕}企画されたことが指摘されている。近代日本における地誌編纂事業の目的といった点からは、風土記および江戸時代における国土の掌握を目的とした地誌編纂の系譜上に位置づけることができる。その一方で、皇国地誌の編纂にあたって、従来の地誌と異なる点としては、文芸の除外が挙げられる。風土記および江戸時代の地誌においては、詩歌諷詠によるその土地の自然物について詳説し、文芸性を一要素とした。しかし、皇国地誌の前提と言える日本地誌提要の凡例には、「山河・湖沼・原野・港湾等、州中最著ノ者ヲ挙げ、名人題詠ヲ以テ聞ユル者ノ如キハ、之ヲ略ス」と文芸的要素が除外された。このような傾向は「自然科学の態度からは一つの進歩であり、今日のアカデミックな地理書の做うところである。」^{〔2〕}として、地誌記述の進歩として捉えられている。和銅の風土記および江戸時代の地誌にお

る文芸性が明治期の地誌編纂においては棄てられた反面、その文芸性が地名辞書に認められる。吉田東伍著『大日本地名辞書』は、辞書と題されるが、内容としては、吉田東伍による序言に「本書は地誌にして、其名辞の索引に便利なる体裁を取りたり、即、地名辞書といふ。」とあるように、地名を検索しやすい体裁をとったため地名辞書としたことが記されている。『大日本地名辞書』が文学的側面を有している点について、首巻付載の坪内逍遙の題言に「予は自家の経験上より、此書が地名辞書としての実用以外に、歴史及び文学の饒多なる趣味を具へたるを信じ、之を以て座右の愛読書中に加ふべき第一の書に推奨せんと欲す。」とあるように、文学的要素が認められる。そのうえで本稿では、明治期の初等教育において風土記が教材として採用されたなかで地誌である風土記の文学的側面が展開されたことを明らかにしたい。風土記と明治期の初等教育との接点について明らかにすることは、地誌資料としての風土記が近代日本においてどのような時代的要請のもと、国家戦略とどのようにかわり、どのような役割を果たしたのか解明するうえで看過できない。日本における地誌資料を文学史上に位置付ける試みの一端として、政治・社会と風土記とが交わる場の一つである明治期の国定教科書『尋常小学読本』『モチノマト』教材について検討したい。

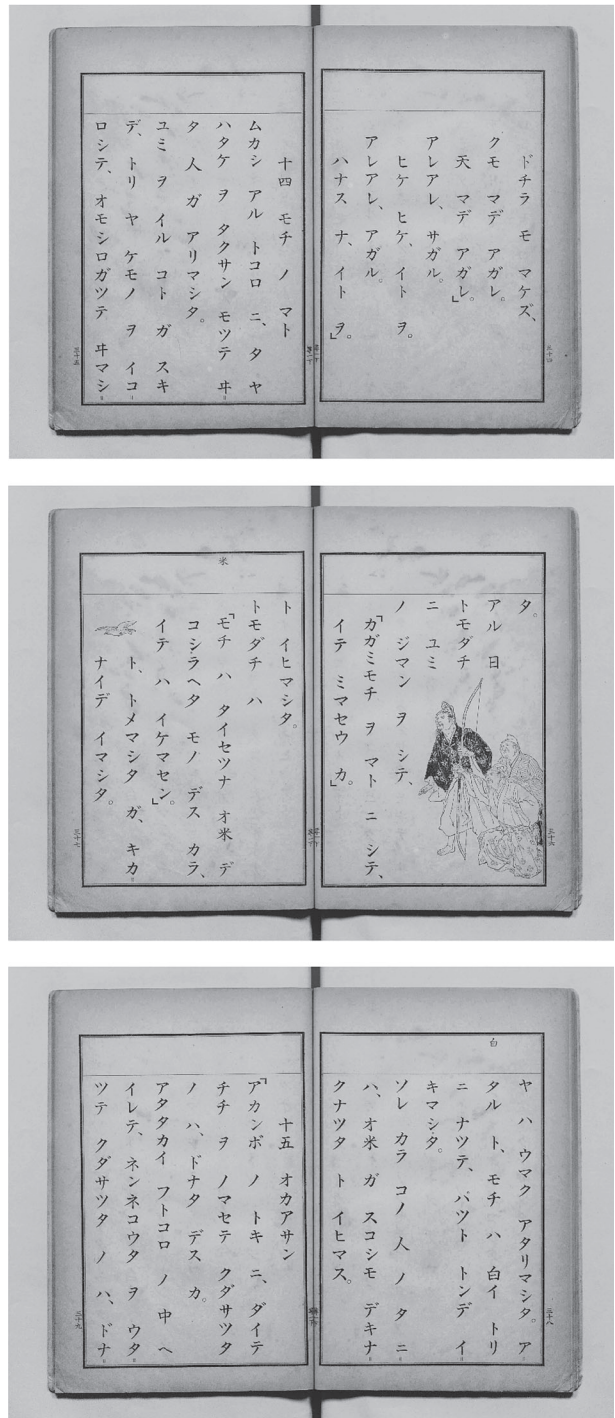
一、『尋常小学読本』『モチノマト』

一九一〇～一九一七年使用の第二期国定教科書『尋常小学読本』巻

二、十四「モチノマト」(図二)を次に引用する。教材は『日本教科書大系近代編』(講談社)によった。

ムカシ アル トコロ ニ、タ ヤ ハタケ ヲ タクサン モ
ツテ キタ 人 ガ アリマシタ。ユミ ヲ イル コト ガ
スキ デ、トリ ヤ ケモノ ヲ イコロシテ、オモシロガツテ
キマシタ。アル日 トモダチ ニ ユミ ノ ジマン ヲ シテ、
「カガミモチ ヲ マト ニ シテ、イテ ミマセウ カ。」ト
イヒマシタ。トモダチ ハ「モチ ハ タイセツナ オ米 デ
コシラヘタ モノ デス カラ、イテ ハ イケマセン。」ト、
トメマシタ ガ、キカナイデ イマシタ。ヤ ハ ウマク アタ
リマシタ。アタル ト、モチ ハ 白イ トリ ニ ナツテ、
パット トンデ イキマシタ。
ソレ カラ コノ 人 ノ タ ニハ、オ米 ガ スコシモ デ
キナク ナツタ ト イヒマス。

尋常小学第一学年を対象とし、教材の配列としては、十三「カガミモチ」に続く教材であることから、冬期における実施が想定される。文部省が国定教科書の編集の主旨について一般に公示した「明治四十三年度以降使用、尋常小学読本編纂趣意書」(以下、編纂趣意書)は、「モチノマト」の典拠として「山城風土記伊奈利社及び豊後球珠郡古伝説二抛ル」を挙げる。次に「山城国風土記」伊奈利社条⁴⁾を引用する。



「古伝説」と言っていることが推定できる。

風土記云。称「伊奈利」者。秦中家忌寸等遠祖伊侶具秦公。積「稲梁」有「富裕」。乃用「餅」為「的」者。化成「白鳥」飛翔居「山峯」生「子」。遂為「社」。其苗裔悔「先過」。而拔「社」之木「殖」家。禱祭也。

編纂趣意書の指す「豊後球珠郡古伝説」が何を指すのかは明確ではないが、次に引用する『塵袋』『餅福』に「球珠郡」とあることから、編纂趣意書は『塵袋』『餅福』（以下、「餅福」）を指して「豊後球珠郡

年始ニハ人コト餅ヲ賞翫スルハ何ニノ心カアル。餅ハ福ノモノナレハ祝ニ用フル歟。昔シ、豊後ノ国球珠ノ郡ニヒロキ野ノアル所ニ、大分ノ郡ニスム人、ソノ野ニキタリテ、家ツクリ、田ツクリテスミケリ。アリツキテ家トミ、タノシカリケリ。酒ノミアソヒケルニ、トリアヘス弓ライケルニ、マトノナカリケルニヤ、餅ヲク、リテ、的ニシテイケルホトニ、ソノ餅白キ鳥ニナリテトヒサ

リニケリ。ソレヨリ後チ、次第ニオトロヘテ、マトヒウセニケリ。アトハムナシキ野ニナリタリケルヲ、天平年中ニ速見ノ郡ニスキケル訓述ト云ケル人、サシモヨク、ニキウヒタリシ所ノアセニケルヲ、アタラシトヤ思ヒケン、又コ、ニワタリテ田ヲツクリタリケルホトニ、ソノ苗ミナカレウセケレハ、オトロキ、ヲソレテ、又モツクラス、ステニケリト云ヘル事アリ。餅ハ福ノ源ナレハ福神サリニケル故ニオトロヘケルニコソ。

『尋常小学読本』「モチノマト」と『山城国風土記』伊奈利社条および「餅福」とを比較すると、餅を的にして射ると餅が白鳥に変化し飛翔したということは共通するものの、白鳥の去った後に耕作に適さない土地への変化を記す点は「餅福」とのみ一致する。ただし、餅を的にする点、餅から白鳥への変化と飛翔、耕作不適當な土地への変化を記す点は次の『豊後国風土記』速見郡田野条とも共通する内容である。

田野。郡の西南のかたにあり。この野は広大く、土地沃腴えたり。開墾の便、この土に比ふものなし。昔者、郡内の百姓、この野に居みて、多く水田を開きしに、糧に余りて畝に宿め、大く己が富に奢りて、餅を作ちて的と為しき。時に、餅、白鳥と化りて、発ちて南へ飛びき。当年の間に、百姓死に絶えて、水田を造らず、遂に荒れ廢てたり。時より以降、水田に宜しからず。今田野と謂ふ、その縁なり。

しかしながら、『尋常小学読本』「モチノマト」にのみ「アルトコロニ」と不特定の場所とされ、「ユミ ヲ イル コト ガ スキデ、トリ ヤ ケモノ ヲ イコロシテ、オモシロガツテ 杵マシタ。」と弓を射ることの享楽性が記されている。また、餅を的にして射る理由は「アル日 トモダチ ニ ユミ ノ ジマン ヲ シテ」とされ、その友達が「モチ ハ タイセツナ オ米 デ コシラヘタ モノデス カラ、イテ ハ イケマセン。」と言つて止めるのも聞き入れず射たと記される。そのような「モチノマト」の描写のあり方は、たとえば当時、一九一三年刊、巖谷小波編の風土記を含む説話集成である『東洋口碑大全』に載る次の速見郡田野条とは大きく異なっている。

昔し或る所に広い野原があつて、土地は至つてよく肥え、穀物を作るに都合がよかつたので、土地の百姓は、此の野に水田を開き、盛んに米を穫つて居た。かう云ふ風に、米はいくらでも穫られるので、だんく奢りの風が萌し、或る時餅を作つて的とすると、其餅が一羽の白鳥となつて、南の方へ飛んで行つた。所が其年の内に、土地の百姓は、一人も残らず死に絶えてしまつて、最早や水田の作り手もなく、空しく荒れ果て、しまつたので、今は田野と呼ばれて居るばかりである。

ただし、『東洋口碑大全』の典拠は『塵袋』「餅福」ではなく、『豊後国風土記』速見郡田野条である。『尋常小学読本』「モチノマト」における風土記再話のあり方を検討するために、まず国定教科書の編集

について確認したい。編纂趣意書の第一章緒言には、編纂委員を次のように記している。

国語読本の編纂は本会第三部の手に移れり。第三部に於て起草委員を命ぜられたるは委員文学博士芳賀矢一・委員乙竹岩造・委員三土忠造の三名にして、外に高野辰之は起草委員補助として（後略）

起草委員補助として挙げられる高野辰之は、一九〇三年第一期国定教科書である『尋常小学読本』の編纂過程について次のように記している。

私どもは二十五六といふ少壮時代に国語読本編纂委員といふ名目で文部省の役人となつた。当時は今のやうに国定制度でなかつた。さうして文部省の図書課でも一種を編纂して、民間のものと共にさせようといふ趣意で、今の東京女子高等師範学校長吉岡郷甫君と、笠原襄二君と私とが執筆することを命ぜられたのであつた。所が国定にする必要が突発して、私どもは尋常小学用八冊高等小学用八冊を三四箇月間に編纂しなければならなかつた⁵⁾。

それに続いて第二期国定教科書『尋常小学読本』の編纂の経緯を次のように記している。

次いで改正仮名遣の下に編纂を命ぜられて、吉岡君と私とで十冊ばかり脱稿した。これはよく出来た。然るに仮名遣の改正が朝野の議論となり、教科書用図書の重大性が認識せられ、膨大な教科書用図書調査委員会なるものが組織されて、貴衆両院議員や陸海軍の代表者や大学教授連がずらりと顔を並べ、文部省の役人も加はるといつたやうな人選で、此の会で編纂をするといふ特異な機関が設けられた。（中略）第三部は国語で、部長は井上先生「井上哲次郎（筆者注）」であつた。さうして国語読本の編纂は故芳賀矢一先生と今の三土鐵道大臣と乙竹岩造君とが執筆といふ事になつて、私は補助委員を命ぜられた。吉岡君は督学官に転じていた。私どもの作つておいた原稿に古典味を増大して、古説話を多くしたのが改正読本となつて世に出た⁶⁾。

『尋常小学読本』の原案が高野辰之および吉岡郷甫によつて編纂されたことが記されている。ここから『尋常小学読本』「モチノマト」の原話を探るにあつて注意されるのが高野辰之・吉岡郷甫共著の『家庭お伽話』（春陽堂）である。一九〇七年に第一篇が発行され、最終篇は一九一〇年第五十篇で、毎月発行となつている。その中の第二十五篇（臨時増刊、一九〇九年一月発行）の附録に高野辰之著として「餅的」が次のように見える。長文になるが、『尋常小学読本』「モチノマト」の原典を検討するうえで有益であるので引用する。

菟名手の死後わ又別な人が来て此の国を治めました、子や孫わ

長く此の地に住みました。所が始むるわ易く守るは難しで、五代六代あたり迄わ菟名手の遺志を嗣いで、驕らずたかぶらずにやつて参りましたが、そのうちに無法者が出て参りました。ごく殺生好で毎日野山で狩を致し、帰れば直に酒宴を開いて、今日は兎を六匹射た、昨日わ鹿を四頭射たなどと、手柄話をはじめます。そして酒が廻ると無闇に気が荒くなつて、自慢の強弓に弦を張り、手当り次第の物を的に致して射出します。あぶなくて近寄ることが出来ません。それで意見でもしようものなら、あばれて器物わ投げる、戸障子わ踏み折る、手のつけ様がありません。酔がさめてから諫めれば、

「なんだと、おれの家おれの物を、おれがこわすのに、いらぬお世話だ。意見くさいことわして貰うまい。」

とてんで耳には入れません。如何な長者でも金持でも、こういう主人が出て来てわ、行末が思いやられるでありませんか。家の者わ固より親類縁者わくりかえしく諫めます。けれども少しも用いせん。年中外でわ狩を致し家でわ酒びたりになつて、あばれ廻つてくらしします。

或年のお正月のこと、相替らず酔つて、弓を射出しましたが、鍋蓋といわず、盆といわず、的になりそうな円い物わみんな射破つて、しまいにわ妻の鏡迄取り出して射ました。まだ何かあるまいかと家の中を見まわして神棚からお供えの餅を下ろします。妻わ驚いて、

「まあ、何をなさいます、お供えだけどうぞ。」

と止めますと、

「なんだ、これを的にしてわ悪いのか。」

「わるうございます。お供えわ大切なお米でこしらえた物でございます。それに御先祖様からの仕来りで、これにわ福の神様がお宿りになると伝えて居るものでございます。」

「だまれ、うるさい。福の神わ何だ。銭金わ持ちあきた。ちと福の神に出て貰おうわさ。」

と止める妻を蹴倒してお供えを的にかけ、弓を満月の如くにひきしばつて射はなしました。矢わ誤たず中つたよと見れば、お供えの餅わ忽ち白い鳥に變つて此の家をあとに飛び起つて行きました。

白い鳥わ此の家の福の神様であつたのでございましょう此の年から此の家の田でわ少しも稲が実らない様になつてしまいましたが、これから急に衰えかけたのでございしますが、恐ろしいものでわありませんか、幾代か続いた大福長者の家も四五年の間に滅びてしまつたと申します。

典拠は明記されないものの、『豊後国風土記』速見郡田野条を元にするともに、『塵袋』「餅福」を参照して書かれたことは明かである。『家庭お伽話』「餅の的」と『尋常小学読本』「モチノマト」とを比較すると（末尾の比較表を参照されたい）、『家庭お伽話』「餅の的」で「ごく殺生好で毎日野山で狩を致し」と弓を射ることの享楽性を記すことと、餅を射ることを止める妻を登場させること（『尋常小学読本』「モ

チノマト」では友達)が共通する。そして、「お供えわ大切なお米でこしらえた物でございます。」(『家庭お伽話』「餅的的」と「モチハ タイセツナ オ米 デ コシラヘタ モノ デス カラ、イテハ イケマセン。」(『尋常小学読本』「モチノマト」と米の大切さを説くとともに「矢わ誤たず中つたよ」(『家庭お伽話』「餅的的」と「ヤハ ウマク アタリマシタ」(『尋常小学読本』「モチノマト」と、矢の命中を明記する点が共通している。これらの記述は全て『豊後国風土記』速見郡田野条および『塵袋』「餅福」には見られない記述であることから、『尋常小学読本』「モチノマト」は『家庭お伽話』「餅的的」を原話としていることが考えられる。『尋常小学読本』「モチノマト」は、その教科書編纂者の影響が大きく顕れた結果、『山城国風土記』伊奈利社条や『豊後国風土記』速見郡田野条、『塵袋』「餅福」を典拠とするよりはむしろ、それら作品の再話と言える『家庭お伽話』「餅的的」を改変したものと考えられる。一方で、『尋常小学読本』「モチノマト」にのみ見える記述が、冒頭「ムカシ アル トコロ ニ」の「アルトコロ」という記述である。地誌資料としての風土記は、主として地勢把握と徴税の目的から土地の面積や土質、特産物の類および地名の起源説話が記述される。『豊後国風土記』速見郡田野条はもとより、『塵袋』「餅福」、さらに『家庭お伽話』「餅的的」においても地名が記されることで地誌としての機能は保持されている。一方で、『尋常小学読本』「モチノマト」においてのみ「アル トコロ」とされ、地名が記されない。この点について教授書(教授書については後述)は、注意として次のように記している。

「ムカシ」は今からずつと前のことであつて、何年前などはつきりといはないで、ほんやりいつたのであることを知らせてほしい。「アルトコロ」の「アル」も何処とはつきり指さない、ほんやりいつたのである。

ここから『尋常小学読本』「モチノマト」において、地名を記さなかつたことは、自覚的に用いられた方法であつたと言えるだろう。地名が削除されたとき、風土記の地誌資料としての機能は失われたと言える。地誌である風土記の中心的機能とも言うべき地名を削除してまで教材として採用したことには、どのようなねらいがあつたのか。第二期の国定教科書の編纂過程を通して検討を進める。

二 「国民的童話・伝説」の採用

まずは、昔話と伝説との相違について確認したい。十九世紀初頭にドイツのグリム兄弟は、もつとも早く昔話(Märchen)と伝説(Sage)との対比について、「昔話は詩的であり、伝説は歴史的存在」と説いた。我が国における早い指摘は、上田敏によるものであり、はじめてFolkloreを「俗説学」と訳すとともに次のように指摘する⁷⁾。

而して残余の古伝、神話、お伽噺中、前の二者は殆ど同一である。お伽噺とこれら二者の区別如何といふに、古伝神話に現はれる神明、英雄等は、一定の名称を有ち、多くは一定の土地に関係して、

嘗つて實際この世に存在してゐたとしてある。之に反して、お伽噺の世界はすべて漠としてゐる。今は昔とか、昔々あつたとさとかいふばかり、人物の名も多く定まつてゐず、何処とも誰とも、全く当がない。

昔話と伝説との相違について、空間および時間への依存性ないしは定着性について規定している。国定教科書の編纂者であつた高野辰之は、第三期国定教科書編纂上の教材の選択について、昔話と伝説との相違を次のように記している⁸⁾。

国民性涵養の方の部としては、歴史的教材として「昔話」「伝説」「史譚」がある、昔話は先祖より伝来したものであるが、之には固有名詞がない。即ち時と場所とがないが、伝説は同じく祖先傳來のものではあるが固有名詞の下に時と場所がある、史譚は歴史上人物の言行から取つたもので、国民性涵養には主として以上の三つに求め次は（後略）

昔話は時や場所、固有名詞をもたず、伝説は、一定の時と場所および固有名詞を有するものと定めている。そのうえで高野は、第三期国定教科書『尋常小学国語読本』における「人文教材の配当」の「伝説」の項で「種々あるが成るべく児童に共鳴するものと思ひ餅の的を一年に」配当したと記す⁹⁾。「餅の的」教材を伝説に分類し、「児童に共鳴」することを主眼としたと説明する。なお編纂趣意書に「モチノ

マト」の典拠として「豊後球珠郡古伝説」とあるように「伝説」と記されている。しかし、『尋常小学国語読本』における餅の教材の本文は、「ムカシ アル トコロニ」で始まり、人物の名前も記されていない。教材としては時や場所、固有名詞をもたない昔話に分類されるはずだが、高野がここで伝説に分類したのは、餅の典拠となる『豊後国風土記』速見郡田野条および『塵袋』「餅福」が地名を有することをふまえてのものである。元来、地名を有していたにも拘わらず、それが削除された要因は次の一九〇〇年八月二十一日改正の小学校令施行規則（第一章教科及編制・第一節教則・第三条）に求められるのではないだろうか。

国語ヲ授クル際ニハ常ニ其ノ意義ヲ明瞭ニシ且既修ノ文字ヲ以テ通常ノ人名、地名等ニ応用セシメ単語、短句、短文ヲ書取ラシメ若ハ改作セシメテ仮名及語句ノ用法ニ習熟セシメソコトヲ務ムヘシ（傍線は筆者）

教材「モチノマト」における地名の削除は、既修の文字を用いて人名および地名に応用するという施行規則における学習の順序に合致したものである。また第二期『尋常小学読本』の編纂趣意書には、「全国に行ふべき国定読本として、成るべく各地方に普通なる事項を選び」（第四章・材料一）と普遍的な教材を選択することが示されている。学習・指導の便宜上、地名が削除されたことが推測される。しかし、地名を削除してまで、なぜ風土記が教材として採用されねばならな

かつたのが改めて問題になるだろう。第二期『尋常小学読本』での多くの伝説や昔話の採用は、当時の教育界におけるヘルバルト主義の教授理論の影響によるものであると従来から指摘されてきた。一八八八年、ドイツから招かれたハウスクネヒトが帝国大学で講義をしたことには始まり、これを受講した谷本富、湯原元一らによって全国に普及したとされる。ヘルバルト主義の教授理論において特徴的である開化史的段階説について菅忠道は、簡潔に次のように説明する¹⁰⁾。

児童の心意発達が人類の歴史的発達と同一順序に進むという考えにもとづき、低学年児童のためにグリム童話をドイツの国民性を現わした国民的童話として選び、これを統合的中心教材として児童の情操陶冶を計画した。

低学年において童話を最も相応しい心情教材とする教材観であり、そのようなヘルバルト主義の教育思想が「道徳思想を重視する特色をもっていたので、教育勅語発布後のわが国の教育には都合のよいもの¹¹⁾」であったことが指摘されている。日本においてヘルバルト主義を導入する契機として平松秋夫は「ドイツ人テツヒヨウとハウスクネヒトを顧問として、教育をもつて国家の事業とするドイツの国民教育学に範をとり、学校を国家に帰一させ、教育の目的を日本国民たる資格の養成に置く、国体教育主義の体制を確立せんとする¹²⁾」森有礼文相の意図がヘルバルト主義を導入した動機となったことを指摘している。確かに教科書編纂者であった高野辰之は、第一期『尋常小学

読本』の編纂当時を振り返り、ヘルバルト主義に代表的な「五段教授法」について次のように記している¹³⁾。

古い教員諸君の中には記憶してみられる方もあらう。明治の三十二年頃は今以上に五段教授法が喜ばれて教材の量は多くない方がよいといふ説が用ひられてゐた。急場の編纂ではあり、印刷局で印刷するのだが、おかどちがひの仕事だから、多量では困るといつた事情もあつて、従来 of 民間の編纂書よりも三分の一位少量であつた。これが後日に教材増加論の起る所以であつた。

管見にして高野辰之による五段教授法についての言及は、この第一期『尋常小学読本』の編集における教科書の分量に対する説明の箇所のみである。高野の記述から、当時の教育界においてヘルバルト主義の教授理論が全盛期を迎えていたことは、認められるものの、しかし、第二期『尋常小学読本』の特色である教材としての昔話や伝説の採用におけるヘルバルト主義の影響は明かではない。第二期『尋常小学読本』は第一期のもの欠点を補い修正されたことが第二期『尋常小学読本』の編纂趣意書に「特殊国民的材料の加入、文学的趣味の添加等は編纂者が従来 of 読本の欠点を補はんと欲したる努力を示すものなり。」とされ、次のように記されている。

旧読本は児童学習の便を図りて、言語の形式を論理的に文法的に解剖し、単純なる形式に練熟せしめて、次第に複雑なる文の構造

に入らんとせり。(中略) 文学的趣味の低減を犠牲として専ら言語の練習に力を用ひたるは、旧読本編纂趣旨書に明言せるところなり。

第二期『尋常小学読本』の編纂者であった乙竹岩造および高野辰之は、読本の改訂について次のように指摘している。

旧読本では成るべく簡単なる句から次第に言文を拵へ上げると云ふやうな方針で従つて(中略)即ちどちらかと申せば論理的文法的の方面に非常に重き置(マ)いてあつたのである。ところが新読本は必ずしも論理的文法的の方面にばかり拘泥しないで成るべく、趣味のある様に又子供の実際の言葉と云ふもの^(マ)に出来る限り接近せしめるやうにしてある所からして、自ら多少は較々複雑な較々長い句法も表はれて居る訳である。是は論理的文法的の考の外、更に心理的言語的の方面をも考へたからのもであつて、子供の實際の言葉と云ふものを大に顧慮したからである^(四)。

旧読本は当時の教育社会の与論に従つて、実用といふ方面、教授者及び受業者(マ)が成るべく困難を感じない様にといふ用意の下に、怨を呑んで文芸に遠ざかつたのである。現読本は多少此の反動で、文学趣味に傾き過ぎて居るかもしれない。併し義務教育年限中に理科や地理や実業迄教へることになつた今日に於ては読本は現行の書位文学材料が多くてよいのではあるまいか。現今の小学教育の

学力如何といふことは暫く別問題として、ひとり韻文のみに限らず、趣味教育の教材如何といふことに就いて、更に攻究すべきであると思ふ^(五)。

第一期『尋常小学読本』は、言語学習を主とした教材が選択された反面、文学的教材が少なく、その修正にあたっては、文学的教材の増加が目指されたことが記されている。第一期『尋常小学読本』の内容について、たとえば、課の題目が付されるようになる巻三を一覧すると次のようになる。

- 第一タンポポ 第二サクラ 第三ナノハナ 第四ツバメ 第五ツバメトスズメ 第六アメ 第七コガハ 第八タケノコ 第九カシノキトタケ 第十〇うめのみ 第一一ホタル 第一二せんたく
- 第一三シホー 第一四日とにじ 第一五せみ 第一六あさがほ
- 第一七ウミ 第一八からすとはまぐり 第一九ブドー 第二〇とけい

全巻を総じて知識や実用的・科学的な内容が占めている。この反動として第二期『尋常小学読本』では、文学的教材の充実が目指された。そのような中で、伝説や昔話がどうして教材として採用されたのかを明らかにするため、国定教科書制度の前史である検定教科書制度時に文部省が作成した読本をみる必要があるだろう。国定教科書における「国民的童話・伝説」の採用は第二期『尋常小学読本』においては

めてなされたが、しかし、昔話を教材として採用した嚆矢は、一八八七年発行の文部省編『尋常小学読本』であった。一八八六年五月に教科用図書検定条例が公布された際、文部省は、模範となる教科書を示すために『読書入門』（一八八六年発行）および『尋常小学読本』（一八八七年発行、以下、検定期『読本』）を刊行した。検定期『読本』編纂における教材選択の方針については巻頭の緒言に

一 此書に選択せる材料は、児童の心情に恰当して、解し易く学び易く、且快味を有するものにして、知らず識らず、其品性を涵養陶造するに適す可きものを取りり。

のように、児童が理解しやすいものであるとともに、楽しく読むことができる教材によって、児童の品性の涵養を目的としたことが記されている。また教科書各巻の教材の配当については、

一 此書第一巻は、児童の遊戯、或は昔話等の如き、意義の解し易く、趣味の覚り易きものを選び、成るべきだけ、一地方の方言と、鄙野に渉れるものとを除き、談話体の言辞を以て之を記したり。

とあり、子どもの発達段階に応じた易から難への段階的な教材の配列および遊戯や昔話といった子どもの心情に適した律動的な快味を有する文章の採用などが特色として挙げられる。ただし、この昔話の採用という試みに対する反発があったことは文部省編輯局長の伊沢修二に

よる次の答弁の記録から窺われる。長文になるが、検定期『読本』編纂において昔話を採用した目的を捉えるうえで重要と思われるので引用する¹⁶⁾。

尋常小学読本中に昔話寓話寓言の如きもの載せたるは如何。其昔話の如きは陳腐なるのみならず事実には非ざる話にして明治時代の人民を教育するには適せざるものに非ざるかと問ひしものあり。此質疑は余輩の見る所と大に意見を異にするものなり。（中略）余輩が之を小学読本に編入したるは唯其名作たるのみの故を以て之を用ひたるにはあらず。教育学者の眼より見るときは何物にても児童が最も喜びて之を感じ不知不識の間智徳の養成に益あるものこそ最も大切の材料として用ふ可けれ。如何程の名作文と雖も児童の心力に恰當せず喜びて之を受けざれば何の益にも立たざるものなり。（中略）然るに或る人は更に説を作して昔話寓言などにて禽獸等が人と同一なる挙動を為すが如き事実にあらざることを児童に教ふるは却て害あるに非ざるかと問へり。此説も一応理あるが如しと雖ども児童の心力には自ら発達の次序あることを知らば此疑ひは忽ち氷解せん。凡そ児童の年齢尋常小学の下級に当れる頃に在りては概し識別力未だ十分発達せず。想像力の方旺盛なるものなれば禽獸等が人類の挙動を為すが如き事は最も其思想に入り易く従て種々の感動を興起し此感動は漸く累積して遂に品性の陶冶の基となるものなり。

この検定期『読本』がその後の読本へ及ぼした影響について、第四期国定教科書『小学国語読本』の編纂者である井上赴は次のように

〔検定期『読本』が（筆者注）「児童の遊戯、昔話（童話）を教材化したこと、（中略）全体として児童の心情に適しかつ興味あらしめることに留意したことなど、この本（検定期『読本』（筆者注）」の編纂がめざすところを一々あげれば、あらかた後世の国語読本の特質はみなこの本に出発しているということがいえるであろう。

検定期『読本』がその後の読本に影響を与えたことを指摘している¹⁷⁾。教材の内容について、検定期『読本』全七巻において掲載された昔話は、「猿とかにとの話」（巻二・第四〜六課）、「こぶ取」（巻四・第七課）が挙げられ、巻一は総じて課の題目がつけられていないが、第二十六〜二十八課に桃太郎の話が載る。また「欲ふかき犬の話」（巻二・第十九課）では、イソップ物語の欲ばりな犬の話を載せる。これらの全四例は第二期国定教科書『尋常小学読本』に全て採用されている。第二期国定教科書『尋常小学読本』における昔話教材を挙げると次のようになる。「サルトカニ」（巻一）、「モモトラウ」（巻一）、「コブトリ」（巻二）、「ハナサカヂヂイ」（巻二・第十九〜二十一課）、「ウラシマノハナシ」（巻三・第二十四、二十五課）のように、昔話教材は計五例がみられ、またイソップ物語を典故とした「イヌノヨクバリ」（巻二・第七課）も採用されている。傍線を引いた四例が検定期『読本』

と重複した教材である。

ここから第二期『尋常小学読本』の「国民的童話・伝説」の採用におけるヘルバルト主義の影響は否定できないものの、検定期『読本』と第二期『尋常小学読本』との昔話教材が一致することから、第一期『尋常小学読本』を補正するものとして編纂された第二期『尋常小学読本』での「国民的童話・伝説」教材の採用においては、国定教科書制度になる以前の検定期『読本』が範になったことが考えられる。ただし、第二期『尋常小学読本』での「国民的童話・伝説」の採用が検定期『読本』への単なる回帰ではなかったことは、次の第二期『尋常小学読本』編纂趣意書（第四章 材料二）に次のようにみえる。

人文的材料と実科的材料とを併採し、修身・歴史・地理・理科・実業・法制経済・文学等各般の知識を与ふるは各国の読本皆然り。日本の国語読本としては亦日本特殊の材料無かるべからず。本書は国民独有の材料を選択するに於て特に意を致せる処多し。例へば第一巻の「キクノゴモン・キリノゴモン」の如き、第四巻のワラ・のし・鱒節・雛祭、第五巻の梅干、第七巻の家の紋、日本の紙の如き、外国の読本には見るべからざる所にして、其の由来・習慣等を思はしめば、国民的趣味の涵養に資する所多かるべきを信ず。

「外国の読本には見るべからざる所」とあるように、海外の教科書に比して、日本らしさを特色として挙げている。第二期『尋常小学読

本」の編纂について高野辰之が「次の四十三年度からのものは復古主義の下に、程度を高める為に、分量を増大する為に碩学鴻儒まで筆を執つたもので⁽¹⁸⁾」と記したように、「復古主義」の影響を認めている。自国の題材が尊重された第二期『尋常小学読本』において、初めて風土記が教材として採用されたとき、そこで期待された風土記の役割を明らかにするため、「モチノマト」の指導の方法について教師用書を通して検討したい。

三、『尋常小学読本』『モチノマト』指導の方法

教師用書とは、「教科書の内容に即して指導の方法を具体的に示した教師の手引き書⁽¹⁹⁾」であり、「とくに、明治末年から昭和二十年にいたる時期において、国定教科書教師用書は、教師が実践において準拠すべき規範的な方法書⁽²⁰⁾」とされる。国定教科書教師用書は第五期、一九四一年以降使用の国定教科書になって初めて発行され、それ以前は編纂趣意書が教師用書の役割を果たしていた。「モチノマト」を載せる第二期『尋常小学読本』に対する教師用書としては、編纂および発行元が文部省ではなく、国定教科書共同販売所となっており、厳密には国定教師用書とは言えないものの、『新定尋常小学読本教授書』（以下、教授書）全十二巻が一九一〇年から一九一一年に発行されている。教授書は、内容上の分類として、「教訓的材料に属すべきもの」（総説・一内容上）として「モチノマト」を挙げ、そしてその要旨と注意とを次のように示す。

要旨 米を大切にしなければならぬといふ事を伝説に依つて授けること、叙事文を練習することが主眼である。

注意 本課の材料は只斯ういふ言ひ伝へがあると教へるばかりでなく、農は国の大本であること、米は大切にせねばならぬといふことを知らせて欲しい。挿絵を観察させる際には能く其服装に注意させて、昔といふことの觀念を明にすることが大切である。

また、教授書の末尾には再度、次のように「注意」が記される。

第四段中「モチハタイセツナオ米デコシラヘタモノデスカラ、イテハイケマセン。」は蓋し本課の主眼と見ることが出来よう、此処には力を入れて教授しなければならぬ。

要旨に「米を大切にしなければならぬ」や注意として「農は国の大本であること、米は大切にせねばならぬといふことを知らせて欲しい」とあり、勤勉力行を強調する道徳的内容が重視されている。さらに教授書の最後には、「読方練習」として次のような練習問題を載せる。

ワタクシハ、モト、タヤハタケヲ、タクサンモツタイヘニウマレマシタ。コドモノトキカラユミライルコトガスキデ、マイニチトリヤケモノライコロシテ、オモシロガツテキマシタ。アル日トモダチニユミノジマンヲシテ、トモダチノトメルノモキカナイデ、

カガミモチライマシタ。ヤハウマクアタリマシタガ、ソノモチハ
 白イトリニナツテ、バツトトンデイキマシタ。ソレカラワタクシ
 ノタニハオ米ガスコシモデキナクナツテ、トウトウワタクシハコ
 ンナコジキニナツテシマヒマシタ。

ここで『尋常小学読本』『モチノマト』本文の主人公による一人称
 語りを載せ、末尾の「トウトウワタクシハコンナコジキニナツテシマ
 ヒマシタ」が注意される。最終的に「乞食」になってしまったという
 後日談は、もちろん『山城国風土記』伊奈利社条や『豊後国風土記』
 速見郡田野条および『塵袋』『餅福』にはみえない記述であるとともに、
 『家庭お伽話』『餅的』にもみえない。この『尋常小学読本』『モチ
 ノマト』の教授書にのみみられる独自の記述である。当時の社会情勢
 として、日露戦争を契機として日本における資本主義経済は急速な成
 長を遂げたが、その一方で、企業の破産や失業者の増加等をはじめと
 して国民生活は苦しくなった。日本社会の繁栄と困窮とを両極として
 社会的不安は大きくなったことが挙げられる。そのような社会的背景
 から、『尋常小学読本』『モチノマト』の教授書の記述を捉えると、裕
 福な身の上から一転して、乞食に身を落としたりと載せることは、惨苦
 を自業自得とし、勤勉力行を励ます内容に重きを置いたものと推測さ
 れる。当時の社会情勢を反映した教材は、同じく第二期『尋常小学読
 本』の巻六・二十五「かぞへ歌」に次のようにみえる。

一つとや、人々忠義を第一に、あふげや高き君の恩、国の恩。

二つとや、二人のおや御を大切に、思へや、ふかき父の愛、母の
 愛。

三つとや、みきは一つの枝と枝、仲よく暮せよ、兄弟・姉妹。

四つとや、善き事たがひにす、めあひ、悪しきをいさめよ、友と
 友、人と人。

五つとや、いつはりいはぬが子供らの学びのはじめぞ、つ、しめ
 と、いましめよ。

六つとや、昔を考へ、今を知り、学びの光を身にそへよ、身に
 つけよ。

七つとや、なんぎをする人見るときは、力のかぎりいたはれよ、
 あはれめよ。

八つとや、病は口より入るといふ。飲物・食物気を付けよ、心せ
 よ。

九つとや、心はかならず高くもて、たとひ身分はひく、とも、軽
 くとも。

十つとや、遠き祖先のをしへをも守りてつくせ、家のため、国の
 ため。

教材における理想的な国民像を強調する傾向がみられる。編纂趣意
 書には、「忠君愛国の精神を以てし、快闘・勤勉・忠誠能く其の職務
 に尽すべき国民の堅実なる気風を養成せんとするは、本書編纂の主眼
 とする所なり。」(第四章材料・六)とあり、国家が求める国民像が教
 材に反映された結果と言えよう。そのような国家主義との関連から改

めて『尋常小学読本』『モチノマト』を見ると、本文の「ユミ ヲイル コト ガ スキ デ、トリ ヤ ケモノ ヲ イコロシテ、オモシロガツテ キマシタ。アル日 トモダチ ニ ユミ ノ ジマンヲ シテ」という弓を射ることの享楽性への言及および「モチ ハ タイセツナ オ米 デ コシラヘタ モノ デス カラ、イテ ハ イケマセン」といった米の大切さを説く記述は、「国民の堅実なる気風を養成」する目的において、享楽性を戒めるとともに、農業および食物の大切さを説く「教訓的材料」（教授書総説・一内容上）としての役割を果たしたものとと言える。

おわりに

『尋常小学読本』『モチノマト』は、その教科書編纂者の影響が大きく顕れた結果、『山城国風土記』伊奈利社条や『豊後国風土記』速見郡田野条、『塵袋』『餅福』を典拠とするよりはむしろ、それら作品の再話と言える『家庭お伽話』『餅的』を改変したものであった。その一方で、『尋常小学読本』『モチノマト』にのみみられる記述が、冒頭「ムカシ アル トコロ ニ」の「アル トコロ」という記述であり、地名が削除されたことで、風土記の中心的機能とも言うべき地誌資料としての性格が失われ、それと引き換えに風土記の「国民的伝説」化が遂げられた。国定教科書における「国民的童話・伝説」の採用は第二期『尋常小学読本』においてはじめてなされたが、しかし、そのような昔話を教材として採用した嚆矢は、国定教科書制度になる以前

の検定教科書制度時の一八八七年発行の文部省編『尋常小学読本』であった。検定制度時の『尋常小学読本』における昔話教材が国定第二期『尋常小学読本』において全て採用されていた。従来から指摘されている第二期『尋常小学読本』の「国民的童話・伝説」教材の採用におけるヘルバルト主義の影響は否定できないものの、第一期『尋常小学読本』を補正するものとして編纂された第二期『尋常小学読本』での「国民的童話・伝説」教材の採用においては、国定教科書制度になる以前の検定制度時の『尋常小学読本』を範としたことが考えられる。しかし、それは、検定制度時の『尋常小学読本』への単なる回帰ではなく、第二期『尋常小学読本』は、新たに自国の題材を尊重し、文芸性の充実を目指したものであった。そのような目的のもと、初めて風土記が教材として採用され、そこで期待されたのは、「国民の堅実なる気風を養成」（編纂趣意書・第四章材料・六）するための「教訓的材料」（教授書総説・一内容上）としての役割を果たすことであつたと言える。

注

(1) 石田龍次郎『日本における近代地理学の成立』大明堂、一九八四年、十三頁

(2) 明治期の官撰地誌における文芸性の除外について「山川・原野などの自然物の物理的記述については、この客観主義は正しいが、これが誤ると本来、自然物でない人口、都市、産業、交通等々についても、人間の文化的側面を一切、消去してしまふ間違つたアカデミズムが後に

- 発生した。」と指摘する（石田龍次郎『日本における近代地理学の成立』大明堂、一九八四年）。
- (3) 広島大学図書館教科書コレクション画像データベース「第二種尋常小学読本 第一学年用 下」一九一三年十二月翻刻発行 (<http://dc.lib.hiroshima-u.ac.jp/text/nextadatar3111>)
- (4) 風土記および風土記逸文の引用は、新編日本古典文学全集（小学館）に拠る。
- (5) 高野辰之「巽軒先生は名部長」『青桐集』巽軒会編、大倉広文堂、一九三三年
- (6) 同注（5）
- (7) 一九一一年十二月二十六日より五日間、京都府立第一高等女学校にて開催された京都府教育会第二回冬季講習会における講演筆記録『最近思潮教育冬季講習録』所収。引用は『定本上田敏全集』第九卷「民俗伝説」（教育出版センター、一九七九年十二月）に拠る。
- (8) 高野辰之「国語読本の説明」『信濃教育』第三百九十二号、一九一九年六月
- (9) 同注（8）
- (10) 菅忠道『日本の児童文学』増補改訂版、大月書店、一九六六年、引用は、『菅忠道著作集 第一巻 日本の児童文学』（あゆみ出版、一九八三年）に拠る。
- (11) 海後宗臣・仲新・寺崎昌男『教科書でみる近代日本の教育』東京書籍、一九九九年
- (12) 平松秋夫『明治時代における小学校教授法の研究』理想社、一九七五年
- (13) 高野辰之「国定小学読本の追憶」『小学校教材研究』第二巻第八号、一九三四年
- (14) 乙竹岩造「新小学読本に就て」『小学校臨時増刊新国定教科書号』第八巻第十一号、一九一〇年二月
- (15) 高野辰之「現国定読本の韻文」『小学校臨時増刊国定小学読本号』第十三巻第四号、一九二二年五月
- (16) 伊沢修二「読書入門尋常小学読本中ノ質疑ニ答ヘラレタル要略」『信濃教育会雑誌』第二十二・二十三号、一八八八年七月・八月、引用は『伊沢修二選集』（信濃教育会、一九五八年七月）に拠る。『信濃教育会雑誌』に伊沢の発言が掲載された経緯については、次のように記されている。「左ノ一編ハ本会名誉会員タル伊沢文部省編輯局長ガ去五月中京都府外一府九県へ出張ノ節学事関係ノ諸員ヲ招集シ教科書編纂出版等ノ事ニ付文部省ノ目的等ヲ演述セラレタル後該諸員ノ質疑ニ答エラレタル要略ヲ小川銀太郎氏ノ筆記セシモノニ係ル目下本県ハ正ニ同省出版ノ教科書ヲ用キアレバ此種ノ解明ハ実ニ教育社会ニアルモノ、聞クヲ欲スル所ナルヲ以テ之ヲ本欄ニ掲載ス」
- (17) 井上越「国語教育問題史」『国語教育講座』第五巻、一九五一年七月、引用は、井上越著・古田東朔編『国定教科書編集二十五五年』（武蔵野書院、一九八四年五月）に拠る。
- (18) 同注（13）
- (19) 仲新・稲垣忠彦・佐藤秀夫編『近代日本教科書教授法資料集成』第十一巻「教師用書国語篇の編集について」東京書籍、一九八二年
- (20) 同注（19）

〔附表〕 (×：記述がないことを表す)

餅を的として使う	人物の性格	時・場所・人物	
<p>餅を作ちて的としき。</p>	<p>多く水田を開きしに、糧に奈りて敵富に奢りて、</p>	<p>田野。那の西南のかたにあり。この野は広大なり。土地沃腴えたの土に比ふものなし。昔者、郡内の百姓、この野に居みて、</p>	<p>『豊後国風土記』速見郡田野条</p>
<p>マトノナカリケルニヤ、餅ヲク、リテ、的ニシテイケルホトニ、</p>	<p>酒ノミアソヒケルニ、トリアヘス弓ヲイケルニ、</p>	<p>昔シ、豊後ノ国球珠ノ郡ニヒロキ野ノアル所ニ、木分ノ郡ニスム人、ソノ野ニキタリテ、家ツクリ、田ツクリテスキケリ。アリツキテ家トミ、タノシカリケリ。</p>	<p>『塵袋』第九「餅櫃」条</p>
<p>或年のお正月のこと、相替らず酔つて、弓を射出しましたが、鍋蓋といわず、盆といわず、的になりそうな円い物わみんな射破つて、しまいにはわ妻の鏡迄取り出して射ました。まだ何かあるまいかと家の中を見まわして神棚からお供えの餅を下ろします。</p>	<p>ごく殺生好で毎日野山で狩を致し、帰れば直に酒宴を開いて、今日は兎を六匹射た、昨日わ鹿を四頭射たなどと、手柄話をはじめます。そして酒が廻ると無闇に気が荒くなつて、自慢の強弓に弦を張り、手当り次第の物を的に致して射出します。あぶなくて近寄ることが出来ません。それで意見でもしようものなら、あばれて器物わ投げる、戸障子わ踏み折る、手のつけ様がありません。酔がさめてから諫めれば、「なんだと、おれの家おれの物を、おれがこわすのに、いらぬお世話だ。意見くさいことわして貰うまい。」とてんで耳には入れません。如何な長者でも金持でも、こういう主人が出て来てわ、行末が思いやられるでわありませんか。家の者わ固より親類縁者わくりかえしく諫めます。けれども少しも用いませぬ。年中外でわ狩を致し家でわ酒びたりになつて、あばれ廻つてくらしませぬ。</p>	<p>菟名手の死後わ又別な人が来て此の国を治めましたが、子や孫わ長く此の地に住みました。所が始むるわ易く守るは難しで、五代六代あたり迄わ菟名手の遺志を嗣いで、驕らずたかぶらずにやつて参りましたが、そのうちに無法者が出て参りました。</p>	<p>『家庭お伽話』「餅の的」</p>
<p>アル日 トモダチ ニユミノジマンヲシテ、「カガミモチヲママトニシテ、イテミマセウカ。」トイヒマシタ。</p>	<p>ユミヲイルコトガスキデ、トリヤケモノヲイコロシテ、オモシロガツテマシタ。</p>	<p>ムカシアルトコロニ、タヤハタケヲタクサンモツテキタ人ガアリマシタ。</p>	<p>国定教科書「モチノマト」</p>

餅の由来	その後の土地	地名起源	白鳥飛去の影響	福の神	白鳥の飛翔	矢の命中	制止
×	×	今田野と謂ふ、その縁なり。	当年の間に、百姓死に絶えて、水田を造らず、遂に荒れ廢てたり。時より以降、水田に宜しからず。	×	時に、餅、白鳥と化りて、発ちて細く飛びき。	×	×
餅ハ福ノ源ナレハ福神サリニケル故ニオトロヘケルニコソ。	天平年中ニ選見ケ郡ニスミケル訓述ト云ケル人、サシモヨク、ニキワヒタリシ所ノアセニケルヲ、アタラシトヤ思ヒケン、又コ、ニワタリテ田ヲツクリタリケルホトニ、ソノ苗ミナカレウセケレハ、オトロキ、ヲソレテ、又モツクラス、ステニケリト云ヘル事アリ。	×	ソレヨリ後チ、次第ニオトロヘテ、マトヒウセニケリ。アトハムナシキ野ニナリタリケルヲ、	×	ソノ餅白キ鳥ニナリテトヒサリニケリ。	×	×
×	×	×	此の年から此の家の田でわ少しも稲が実らない様になつてしまいました。これから急に衰えかけたのでございますが、恐ろしいものでありませんか、幾代か続いた大福長者の家も四五年の間に滅びてしまつたと申します。	×	お供えの餅を忽ち白い鳥に姿つて此の家をあとに飛び起つて行きました。	×	妻を驚いて「まあ、何をなさいます、お供えどうぞ。」と止めますと、「なんだ、これを的にしてわるいのか。」「わるうございませ。お供え大切なお米でこしらえた物でございます。それに御先祖様からの仕来りで、これにわ福の神様がお宿りになると伝えて居るものでございます。」「なまれ、うるさい。福の神わ何だ。錢金わ持ちあきた。ちと福の神に出て貰おうわ。」と止める妻を躓倒してお供えを的にかけ、
×	×	×	白い鳥わ此の家の福の神様であつたのでございましょう。	×	アタルト、モチハ白イトリニナツテ、パットトンデイキマシタ。	×	トモチチハ「モチハタ イセツナ オ米デ コシラヘ タモノ デスカラ、イテハ イケマセン。」ト、トメマシタガ、キカナイデイマシタ。
×	×	×	ソレカラコノ人ノタニハ、オ米ガ スコシモ デキナク ナツタ イヒマス。	×	ヤハ ウマクアタリマシタ。	×	弓を満月の如くにひきしぼつて射はなしました。矢を誤らず中つたよと見れば、